

学園祭実行計画書

運営要領

一次予算案

学園祭参加企画リスト

一般企画用募集要項

ステージ企画用募集要項

学園祭使用場所一覧

Web 宣伝ガイドライン

SNS 運用アカウント一覧

運営要領

I. 概要

II. 詳細

I.	概要.....	1
A.	名称	1
B.	目的	1
C.	テーマ	1
D.	日程	1
E.	会場	1
F.	主催・後援	1
G.	運営組織.....	2
H.	企画	3
II.	詳細.....	4
A.	委員長団.....	4
B.	財務局	7
C.	総務局	10
D.	広報宣伝局	12
E.	渉外局	19
F.	推進局	21
G.	総合計画局	25
H.	情報メディアシステム局	28
I.	ステージ管理局.....	31
J.	本部企画局	38
K.	案内所運営部会	49

I. 概要

A. 名称

第 52 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

B. 目的

多様性を尊重する総合大学たる筑波大学において、個々の在り方を活かして最大限に自己を表現するとともに、表層に限らない本質的な魅力が集まるきっかけを築いていく。

C. テーマ

全学的な投票により、今年度のテーマは「Wow!」に決定した。

魅力的な催し及び活気あふれるパフォーマンスを通じて、来場者に驚きを提供すること、また、筑波大生に新発見による驚きが波及することへの願いが込められている。

D. 日程

準 備 日： 2026 年 10 月 30 日(金)

前 夜 祭： 2026 年 10 月 30 日(金) 15:30～20:40

本祭 1 日目： 2026 年 10 月 31 日(土) 10:00～20:30

本祭 2 日目： 2026 年 11 月 1 日(日) 10:00～18:00

後 夜 祭： 2026 年 11 月 1 日(日) 17:50～20:45

片 付 け 日： 2026 年 11 月 2 日(月)

E. 会場

第一エリア、第二エリア、第三エリア、大学会館エリア(以下「会館エリア」)、体育・芸術エリア(以下「体芸エリア」)を中心とする本学構内。

F. 主催・後援

主催 全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議(以下「全代会」)

後援 筑波大学紫峰会基金(予定)

一般社団法人茗溪会(予定)

筑波大学基金(予定)

つくば市(予定)

G. 運営組織

学園祭を安全かつ円滑に開催することを目的とした組織として、筑波大学学園祭実行委員会(以下「学実委」)を組織する。学実委を代表し、学実委の統括を行い、その職務を遂行するものとして、委員長を置く。そのもとに、以下の委員長団及び局並びに案内所運営部会を置く。(業務内容の詳細は「Ⅱ.詳細」)また、全ての局において、局の業務を統括するものとして、局長を置く。

- ☐ 委員長団
- ☐ 財務局
- ☐ 総務局
- ☐ 広報宣伝局
- ☐ 渉外局
- ☐ 推進局
- ☐ 総合計画局
- ☐ 情報メディアシステム局
- ☐ ステージ管理局
- ☐ 本部企画局
- ☐ 案内所運営部会

また、学実委は必要と認めた場合、本学の学生及び教職員等、学実委外の者のうち適当と認める者に協力を要請し、学実委の業務の一部を委託することがある。なお、これらの人員について特別に明記する必要がある場合は、「学実委業務協力者」と称する。

H. 企画

前夜祭から後夜祭までの期間(以下「本祭期間」)において、学実委の管理のもと、実施される模擬店及びイベント等を総じて「企画」と称する。

企画は、その主催及び形態に応じて以下の3つに大別される。

- ☐ 委員会開催企画：学実委が主体となって運営する企画
- ☐ ステージ企画：ステージ施設を使用して実施される企画
- ☐ 一般企画：上記のいずれにも該当しない、参加団体による企画

一般企画は、内容に応じて以下のとおり分類される。

- ☐ 普通企画：食品を取り扱わない企画
 - ☐ 食品企画：食品を取り扱う企画
 - 調理企画：食品企画のうち、調理行為を伴うもの
- ここで、調理行為とは、来場者に飲食物を販売・提供するまでに、それらを空気に触れさせる、または加工することを指す。

なお、学実委は安全かつ円滑な学園祭開催のため必要と認めた際に、企画に対し警告及び中止等の措置をとることがある。

II. 詳細

A. 委員長団

1. 渉外活動

学内外の各種団体の協力が必要な場合、委員長を代表者として渉外活動を行う。

2. 各種規則の制定

各種規則を制定する。

特に、企画団体に対して大学等と相談の上、禁止事項を設ける。禁止事項は、企画団体等に公開する募集要項及びマニュアル等に記載し、周知を図る。また、禁止事項に該当する行為を行った企画に対し、企画中止等の措置をとる。

(1) 協賛の規制

外部団体から金銭または物品等の援助を受ける代わりに、その外部団体の宣伝を行うことを協賛と定義する。

協賛のうち、外部団体から物品の援助を受ける代わりに、その外部団体の宣伝を行うことを物品協賛と定義し、企画団体が物品協賛以外の協賛を受けることを禁止とする。

企画団体が物品協賛を受ける場合は、学実委に申請を行い、許可を得る必要がある。許可されていない協賛を受けた企画に対し、企画中止等の措置をとる。

(2) 酒類の規制

学園祭において、企画団体及び来場者に対し酒類の持込み、使用及び提供を原則禁止する。ただし、企画団体からの申請があり、かつ、企画団体が法令を遵守し安全に配慮していると学実委が判断した場合、酒類の扱いを許可する場合がある。

なお、学実委は法令を遵守し、安全に配慮した上で、委員会開催企画である「樽酒振る舞い」において、酒類を提供する。(詳細は「J.本部企画局」)

3. 学実委内業務の監査・補佐

学実委全体の業務の健全化及び円滑化のため、学実委内の業務の監査及び補佐を行う。

4. 筑波大学基金への助成申請

学生部 学生生活課(以下「学生生活課」)を通して、事業・ファイナンス局 事業・リレーション推進室に筑波大学基金による支援を申請する。

5. 学実委の構成員の募集・任命

新入生歓迎期間における新歓行事の開催並びに雙峰祭公式 SNS 及び宣伝物等を用いた広報活動を通じ、学実委の構成員(以下「実行委員」)の募集及び任命を行う。また、適宜実行委員を補充する。

6. 学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書の作成

学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書を作成する。

7. プライバシーポリシーの策定

個人情報の取得、利用及び管理並びに第三者提供等について定めたプライバシーポリシーを策定する。

8. 来場者を対象としたアンケートの実施

学園祭の目的の評価の作成及び来年度以降の学園祭運営に活用することを目的とし、実施する。

雙峰祭公式 SNS 及び雙峰祭公式 Web サイト(詳細は「H.情報メディアシステム局」)にて告知を行い、来場者に対してインターネット上にて回答を受け付ける。内容は学園祭への満足度及び学実委の対応等についてとする。

なお、本アンケートへの回答を、福引所(詳細は「E.渉外局」)における福引参加の条件とする。

9. 企画団体を対象としたアンケートの実施

来年度以降の学園祭運営に活用することを目的とし、実施する。

一般企画団体を対象としたアンケートを雙峰祭オンラインシステム(詳細は「H.情報メディアシステム局」)にて公開する。ステージ企画団体を対象としたアンケートをステージ組合(詳細は「I.ステージ管理局」)にて公開する。内容は主に学実委の対応についてとする。

10. 使用場所の申請

宣伝媒体の設置、物品管理またはミーティング等のため本学構内を使用する場合は、各エリア支援室等に適宜申請する。

11. 無線機の使用・管理

学実委の業務を円滑に行うために、無線機の使用及び管理を行う。

無線機は以下の組織から借用する。

- ☐ 学生生活課
- ☐ 総務部 リスク・安全管理課
- ☐ ネクストギアーズ株式会社

12. SNS の運用・補佐

雙峰祭公式 SNS の運用及びその他学実委が管理する SNS の運用の補佐を行う。詳細は参考資料「SNS 運用アカウント一覧」に記載する。

13. 学園祭実行委員会室の管理

学園祭実行委員会室及び本室内に設置された共用物品の維持及び管理を行う。

14. 学園祭当日の運営の統括

学園祭当日の運営を統括するため本部を設営し、緊急時等の対応にあたる。必要に応じて学生生活課等の関連組織と協議し、判断を下す。（詳細は「K.案内所運営部会」）

B. 財務局

1. 予算案作成

学園祭の目的を達成するため、安全かつ円滑な企画実施ができる環境の整備並びに学園祭の質の向上及び継続を念頭に置いた予算案の作成を行う。

2. 金銭管理

学園祭の準備及び運営を行うための金銭全般を管理する。監査として、定期的に委員長団による内部監査及び全代会学内行事委員会による外部監査を行う。

また、本祭期間において学実委が実施するパンフレット販売、グッズ販売(詳細は「D.広報宣伝局」)、協賛活動(詳細は「E.渉外局」)、委員会開催企画等の諸活動により生じる金銭の管理を行う。

今年度は、上記の商品を販売する各所においてキャッシュレス決済を導入することを検討している。導入する場合、その管理を行う。

3. 運営資金の調達

(1) 学園祭学生分担金

平成 24 年全学学類・専門学群代表者会議決定/平成 24 年学生生活支援室会議決定「学園祭に関する申合せ」第 3 項の定めるところにより、学実委が学群の新入生、編入生及び留学生から、入学年度に在学予定年数分の学園祭学生分担金(以下「学分数」)を一括集金する。なお、全代会「令和 7 年度第 10 回本会議」の決定に基づき、納入金額を学群生 1 人在学予定年数 1 年につき 600 円とする。

また、企画団体構成員のうち学分数未納者を把握し、企画団体責任者連絡集会(以下「企団連」/詳細は「C.総務局」)及びステージ組合等で学分数納入を呼びかける。呼びかけに応じない場合には総務局またはステージ管理局に適切な対応をするよう要請する。

(2) 筑波大学紫峰会基金 課外教育行事援助金

筑波大学紫峰会基金に課外教育行事援助金を申請する。

(3) 茗溪会援助金

一般社団法人茗溪会に 2026 年度茗溪会学生生活活動支援援助金を申請する。

4. 保険の管理

損害賠償によって学実委または企画団体が金銭的に責任を負う際、その負担を軽減するため、学実委が契約主体となり、実行委員、学実委業務協力者及び企画団体構成員を被保険者として、以下の保険に加入させる。なお、「4.保険の管理」における「来場者」に、実行委員、学実委業務協力者及び企画団体構成員は含まれない。

また、準備及び撤収のための時間並びに後夜祭を含む、本祭1日目及び本祭2日目の全日程(以下「本祭当日」)までの準備に要する期間(以下「準備期間」)及び本祭期間等にて、以下の該当する保険を契約する。なお、各保険の契約期間については、対象となる物品の使用期間及び活動実態に合わせ、学実委の責任のもと、適切に設定するものとする。

(1) 施設所有者・管理者賠償責任保険

学内において来場者及びその所持品、ないし本学の一部の施設に対し、学実委または企画団体が事故を生じさせた場合の賠償のための保険。

また、学外に掲示する横断幕によって事故を生じさせた場合の賠償のための保険。

(2) 生産物賠償責任保険

企画団体が調理した飲食物を原因とする病気または怪我等が発生し、来場者に被害が生じた場合の賠償のための保険。

(3) 動産総合保険

企画団体が学実委から借用した機材等を破損させた場合の賠償のため、ないし、学実委が運営に必要な機材等を破損させた場合の補償を受けるための保険。

(4) 普通傷害保険

加入を希望するステージ出演者並びに準備日前日、準備日、本祭当日及び片付け日の業務に参加する実行委員及び学実委業務協力者が、出演中または作業中に怪我を負った場合の補償のための保険。

(5) 興行中止保険

委員会開催企画である「アーティスト招致企画」(詳細は「J.本部企画局」)が中止となり、チケット代を返金する場合、それに関連する損失を補填するための保険。
なお、加入については検討している。

ただし、(1)～(5)に掲げた保険について、事故・損害の原因等が以下に該当する場合は保険が適用されないことがある。

- ☐ 故意もしくは重大な過失または法令違反によるもの
- ☐ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるもの
- ☐ 国または公共団体の公権力の行使によるもの
- ☐ 紛失または置き忘れによるもの
- ☐ 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によるもの
- ☐ その他、保険会社が補償の対象外であると定めるもの

5. 決算報告書の作成

会計資料をもとに決算報告書を作成する。

C. 総務局

1. 一般企画(学術認定企画・芸術祭参加企画を含む)の募集

学園祭に一般企画として参加する企画を募集する。

(1) 募集要項の作成

一般企画用募集要項及びステージ企画用募集要項を作成し、雙峰祭公式 Web サイト及び雙峰祭オンラインシステムに掲載する。

(2) 企画の募集

雙峰祭オンラインシステムにて企画を募集する。企画に関する情報(企画名、企画団体名、企画内容、企画の実質的な運営主体及び企画団体構成員の個人情報を含む)及び誓約書の提出を求める。

(3) 企画責任者本人確認

全ての一般企画の企画責任者に対し、本学の構成員であるかを確認するため、雙峰祭オンラインシステム等を用いて、学生証・教職員証の画像照合による本人確認を行う。

2. 学術認定企画制度の運用

学園祭において、本学ならではの学際性及び学術性を発信するとともに、研究の内容及び探究する魅力を伝えることを目的として学術認定企画制度を運用する。募集要項に基づき、学術認定を希望する企画を募集し、認定の可否を審査する。

また、学術認定企画に対し、優遇措置をとる。

3. 芸術祭参加企画制度の運用

芸術祭への参加を希望する企画のうち、筑波大学芸術祭実行委員会が芸術祭の意義及び参加条件を満たす企画として参加を許可した企画を、学実委は芸術祭参加企画とみなす。

また、芸術祭参加企画に対し、優遇措置をとる。

4. 企画に関する情報の管理

企画に関する情報(企画名、企画団体名、企画内容、企画の実質的な運営主体、協賛元団体及び企画団体構成員の個人情報を含む)の、管理及び保護を行う。個人情報は、一般企画用募集要項及びステージ企画用募集要項の「プライバシーポリシー」に基づき取得し、管理及び保護を行う。

5. 企画団体への連絡・指示

(1) 企画団体責任者連絡集会の実施

一般企画の企画責任者を対象とし、学園祭及び一般企画に関する連絡事項の共有、資料配付・回収及び質疑応答等を行う。原則として対面にて5回実施する。また、全5回のうち、本祭期間よりも前に4回実施し、本祭期間終了後に1回実施する。

本祭期間よりも前に実施される4回のうち2回以上欠席した企画に対し、企画中止等の措置をとる。

(2) マニュアルの作成

企画の運営に必要な事項を記載したマニュアルを作成し、第4回企団連における配付及び雙峰祭オンラインシステム等における公開を行う。

(3) 企画登録証の発行

一般企画団体に対して、第4回企団連にて企画番号、企画名及び企画内容等を記載した企画登録証の、発行及び配付を行う。なお、委員会開催企画に対しては別途、発行及び配付を行う。企画登録証は学実委が企画の実施を許可したことを証明するものであり、企画団体は企画実施時、企画実施場所の目立つところに掲示する義務がある。

(4) 企画に対する処分

学園祭の運営を安全かつ円滑に行うため、各種講習会の欠席及び申請の遅れ等の行為を行った企画に対して企画中止等の措置をとる。

また、学実委が必要と認めた場合、企画中止等の措置をとる。

なお、学分金を納入していない学生が所属する団体の実施する企画に対し、財務局からの打診を受けて企画中止等の措置をとることがある。

D. 広報宣伝局

1. 広報宣伝活動

学園祭に関する情報の周知及び来場者数の増加をねらいとし、以下のとおり広報宣伝活動を行う。

(1) オフィシャルポスターの掲示

つくば市を中心とした茨城県及び関東近隣都県の教育機関、行政機関、公共施設、近隣商店及び公共交通機関等に対し、オフィシャルポスターの掲示を依頼する。

(2) 情報誌への広告掲載

『紫峰の風』・『筑波大学新聞』等の大学関係者向け情報誌に対し、広告の掲載を依頼する。

(3) 横断幕の設置

大学周辺の歩道橋において、学園祭の開催日時等を記載した横断幕を設置する。

① 設置場所

- ☐ さくら大橋
- ☐ 中央3号橋
- ☐ 吾妻北橋
- ☐ 春日北橋

② 設置期間

2026年10月1日(木)～2026年11月2日(月)

(4) 公共交通機関への広告掲示

株式会社エキスプレス広告社に依頼し、つくばエクスプレスの駅構内にオフィシャルポスターを掲示する。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

(5) 学内における広報宣伝活動

① カード立ての設置

自立型プラスチックケースに広報物を入れて設置し、企画の募集、雙峰祭公式テーマの投票(詳細は「2.雙峰祭公式テーマの募集」)及び委員会開催企画等の宣伝を行う。また、雙峰祭開催及び自転車撤去の周知を行う。

② 大学説明会における配布活動

夏に実施される大学説明会にて、学園祭について周知するため、チラシ等の広報物を配布する。

広報物の部数及び発注先は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

③ 宣伝ポスターの設置

オフィシャルポスター及び委員会開催企画についてのポスターを学生掲示板等に掲示する。

④ 大看板の設置

本祭 1 日目までの日数を表示した看板を学内に設置する。

(a) 設置期間

2026 年 10 月 18 日(日)～2026 年 11 月 2 日(月)

⑤ 雙峰祭旗の設置

「雙峰祭」の文字を冠したのぼり旗を会場内、本学構内のバス停留所付近及び停留所から会場に至る動線上に設置する。

(a) 設置期間

学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

⑥ 懸垂幕の設置

中央図書館横の螺旋階段において、学園祭周知のための懸垂幕を設置する。

(a) 設置期間

学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(6) SNS を用いた宣伝活動

雙峰祭公式マスコットキャラクター「そばたん」(詳細は「3.雙峰祭公式マスコットキャラクター『そばたん』の管理」)の名義を用いた、雙峰祭広報担当そばたん SNS にて、学園祭及び「そばたん」についての情報を発信する。

2. 雙峰祭公式テーマの募集

(1) 目的

本学構成員を対象とした雙峰祭公式テーマの募集及び投票を実施する。これにより、学園祭の周知と参加意識の向上を図るとともに、学園祭をより全学的なものとすることを目的とする。

(2) 募集方法

雙峰祭公式 SNS を用いて告知する。応募は、第 52 回雙峰祭テーマ募集フォームにて受け付ける。雙峰祭公式 SNS にて作品募集フォームの URL を公開する。

(3) 募集期間

2026 年 3 月 9 日(月)～2026 年 4 月 9 日(木)

(4) 投票方法

雙峰祭公式 SNS 及びカード立てを用いて告知する。投票はテーマ投票フォームにて受け付ける。雙峰祭公式 SNS にてテーマ投票フォームの URL を公開する。また、カード立てを用いて、テーマ投票フォームに誘導する二次元コードを掲示する。

(5) 投票期間

2026 年 4 月 13 日(月)～2026 年 4 月 23 日(木)

(6) 著作権

全ての応募者はテーマ募集に際して、「第 52 回雙峰祭テーマ募集要項」に定める、著作権譲渡に関する条項に同意したものとみなす。

なお、著作権譲渡における主要な合意事項は以下のとおりとする。

① 著作権の譲渡及び帰属

採用テーマの考案者は作品の採用と同時に学実委に対して当該作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む。)を譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は学実委に帰属する。

② 著作者人格権の不行使

採用テーマの考案者は、学実委が当該作品を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。

テーマ投票にて雙峰祭公式テーマが決定した後に考案者との面談の場を設け、テーマ使用について再度確認を行う。また、謝礼を渡す。

3. 雙峰祭公式マスコットキャラクター「そばたん」の管理

(1) 目的

2019 年度に全学を対象として募集し決定した、雙峰祭公式マスコットキャラクター「そばたん」を継続して使用することで、幅広い世代の来場者に親しまれる学園祭というイメージを確立する。

(2) 著作権

雙峰祭公式マスコットキャラクター「そばたん」の著作権及びその他一切の権利は学実委が保有する。

4. 学園祭公式グッズの制作・販売

以下の公式グッズを制作し、学園祭のブランド価値の向上を図る。本祭期間においてグッズ販売所にて販売する。

また、一部のグッズは、個人協賛及び構成員援助金(詳細は「E.渉外局」)の返礼品として用いる。

(1) 品目

- ☐ ステッカー
- ☐ 缶バッジ
- ☐ クリアファイル
- ☐ キーホルダー
- ☐ ぬいぐるみキーホルダー
- ☐ トートバッグ
- ☐ タオルハンカチ
- ☐ パスケース
- ☐ そばたんの動く耳帽子
- ☐ ふくふくシール
- ☐ ホログラムステッカー

詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

5. オフィシャルポスターの制作・管理

雙峰祭公式テーマに沿ったポスターの制作及び管理を行い、学園祭の日時・場所等、必要な情報を周知する。

(1) 発注先

株式会社プリントパック

(2) 配付

8 月中旬から 10 月上旬にかけて学内外にオフィシャルポスターを配付し、掲示を依頼する。

6. 雙峰祭公式パンフレットの制作・管理・頒布

実施企画の紹介及び会場図等を掲載した雙峰祭公式パンフレットの、制作及び管理を行う。

(1) 発注先

株式会社コムラ

(2) 頒布

4,000 部を制作する。

本祭当日、各案内所(詳細は「K.案内所運営部会」)にて来場者に対し、3,000 部を1 部あたり 200 円で販売する。また、事前に実行委員及び学実委業務協力者に無料配付し、本祭期間あるいは本祭終了後に渉外活動のため、一般協賛団体(詳細は「E.渉外局」)に無料配付する。なお、実行委員、学実委業務協力者及び一般協賛団体に対して無料配付する部数は、合計 1,000 部とする。

7. 雙峰祭公式リーフレットの制作・管理・頒布

ステージ企画の紹介及び本学の俯瞰図等を掲載した雙峰祭公式リーフレットの、制作及び管理を行う。

(1) 発注先

株式会社コムラ

(2) 頒布

8,000 部を制作する。本祭当日、各案内所にて無料配布する。

8. 広報宣伝の管理

インターネット上を含む本学内外において、企画団体による企画の宣伝活動を学実委が許可するまで制限する。あらかじめ宣伝規定を設け、これに反する行為及び学園祭の宣伝活動として不適切な行為を行った企画団体に対しては、企画中止等の措置をとることがある。また、違反している宣伝物に対し、撤去等の措置をとる場合がある。

(1) 学実委の管理する場所ないし媒体における宣伝活動

宣伝申請以降の学内におけるポスター掲示及び本祭期間におけるチラシの配布等が該当する。あらかじめ一次宣伝申請または二次宣伝申請にて学実委に申請を行い、許可を得た企画団体に対してのみこれを認める。なお、雨天時・強風時の配布は禁止する。

一次宣伝申請及び二次宣伝申請の期間は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

① 宣伝用掲示物及び宣伝用配布物

企画団体が掲示する宣伝用掲示物及び配布する宣伝用配布物は、学実委の許可を受け、また、それを明らかにするための許可証が貼付されたものでなければならない。

(2) 学実委の管理しない場所ないし媒体における宣伝活動

学外における宣伝物の掲示及び配布、インターネット上における情報発信並びに口頭宣伝が該当する。学外における宣伝物の掲示及び配布並びに口頭宣伝については、企画団体の責任のもと、それぞれ所定の方法に則るよう促す。インターネット上における情報発信及び口頭宣伝は、参考資料「Web 宣伝ガイドライン」の遵守を条件に、学実委の定める情報解禁日以降認める。「Web 宣伝ガイドライン」を遵守しない企画に対し、企画中止等の措置をとることがある。

また、雙峰祭公式 SNS 及びその他学実委の管理する SNS 等以外における学園祭に関する情報の発信に対し、学実委は責任を負わない。

9. 企画宣伝支援

企画団体の広報宣伝支援のため、学実委は以下の掲示板を運用する。なお、各掲示板にて、企画団体が宣伝物を掲示することを許可する。

(1) 特設企画宣伝用掲示板

学実委が設置する。

① 期間

学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

② 場所

- ☐ 中央図書館前
- ☐ 第一エリア
- ☐ 体芸エリア

(2) 常設企画宣伝用掲示板

既設のものを借用する。

① 期間

学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

② 場所

- ☐ 一の矢学生宿舎
- ☐ 平砂学生宿舎
- ☐ 春日エリア

10. そぼたん展の開催

(1) 目的

学実委、雙峰祭及び雙峰祭公式マスコットキャラクター「そぼたん」の認知度を高める契機とする。

(2) 概要

雙峰祭公式マスコットキャラクター「そぼたん」に関する作品(アナログイラスト、デジタルイラスト、立体造形作品、映像作品等)を募集し、展示する。

① 作品の募集

雙峰祭公式 SNS を用いて告知する。応募は、作品募集フォームにて受け付ける。
雙峰祭公式 SNS にて作品募集フォームの URL を公開する。

(a) 募集期間

2026 年 4 月 8 日(水)～2026 年 4 月 30 日(木)

② 展示

(a) 開催場所

アートギャラリーT+

(b) 開催期間

2026 年 5 月 11 日(月)～2026 年 5 月 15 日(金)

E. 渉外局

1. 資金調達

企業、個人及び本学の教職員等に対し、学園祭運営のために必要な資金の提供を依頼する。また、企業及び本学の教職員等に対し、学園祭について周知する。

(1) 一般協賛

企業等に学園祭への協賛金の提供を依頼する。また、学園祭の広報誌を配布し、学園祭について周知する。

協賛団体に対し、その名称を雙峰祭公式 Web サイトに一覧を掲載し、納入額に応じて以下の方法でお礼をする。

- ☐ 雙峰祭公式パンフレット、雙峰祭公式 Web サイト、UNITED ステージ後方及び大学会館ステージ(詳細は「I.ステージ管理局」)等にて協賛団体の広告等を掲載する。
- ☐ 雙峰祭オフィシャルポスター及び配信画面内のバナー(詳細は「H.情報メディアシステム局」)にて協賛団体の社章・ロゴを挿入する。
- ☐ ステージ等の配信にて協賛団体の広告映像を放映する。
- ☐ 雙峰祭公式 SNS にて協賛団体を紹介する投稿を行う。
- ☐ 企団連及びステージ組合にて協賛団体の宣伝物を配付する。
- ☐ 本祭期間、PR スペースを提供する。また、必要に応じて物品を貸し出す。

その他、協賛団体からの個別要望があり、かつ学実委がその実現可能性及び妥当性を認めた場合、双方の協議の上、広報宣伝活動の援助を実施する。協賛形態として、以下を含むことがある。

- ☐ 協賛団体が展開するサービス等への登録を本学学生または実行委員に促す。
- ☐ 協賛団体が実施するイベント等への集客を本学学生または実行委員に促す。

(2) 個人協賛

個人からの学園祭に対する協賛金の納入を受け付け、納入額に応じて返礼品を送呈する。また、雙峰祭公式 Web サイトに、希望者のみ個人名を一覧で掲載する。

(3) 構成員援助金

本学の役員及び教職員に対し、各部局及び教育会議に配付する文書とそれに関する口頭説明を通して、学園祭への資金援助を依頼する。寄付をした役員及び教職員に対し、納入額に関わらず、一律に返礼品を送呈する。

2. 物品調達

企業等に対し、学園祭運営に必要な物品及び技術の貸出し及び提供を依頼する。また、学園祭の広報誌を配布し、学園祭について周知する。

提供を受けた、または借用した物品及び技術は学園祭及び委員会開催企画の運営等に用いることを検討している。

また、協賛団体に対し、その名称を雙峰祭公式 Web サイトに一覧を掲載し、その他以下の方法でお礼をする。

- ☐ 協賛団体の宣伝物を福引所にて配布する。
- ☐ 協賛団体の宣伝物を委員会開催企画にて配布する。
- ☐ 本祭期間、大看板を設置し、協賛団体のポスターを掲示する。
- ☐ 学実委が管理する SNS にて、協賛団体について宣伝する。

その他、協賛団体からの個別要望があり、かつ学実委がその実現可能性及び妥当性を認めた場合、双方の協議の上、個別の形態による広報宣伝活動の援助を実施する。

3. 福引所運営

来場者アンケートへの回答者を対象として福引所を運営する。福引所では、抽選機を用いて抽選を行い、景品を渡す。景品は物品調達によって入手する。また、福引所について周知することを目的として大看板を設置することを検討している。

場所は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

福引所においては、福引の実施に加え、以下に示す業務を行う。

- ☐ 協賛団体に雙峰祭公式パンフレットを渡す。
- ☐ 事前納付済みの個人協賛者に返礼品を渡す。
- ☐ 新規の個人協賛を受け付ける。
- ☐ 報告書作成のため、景品を受け取った来場者の写真を撮影する。なお、報告書は、協賛団体へ福引所の実施報告を目的とし、各協賛団体に提出するものとする。また、写真撮影に際し、上記の目的に使用する旨がある旨を示し、参加者から事前に撮影及び当該写真の使用について許諾を得るものとする。

福引所においては、福引の実施に加え、以下に示す業務を行うことを検討している。

- ☐ 物品調達で提供を受けた物品を、景品とは異なる手段にて配布すること
- ☐ 雙峰祭グランプリ 2026(詳細は「J.本部企画局」)への投票者のうち、抽選により選出された来場者に対し、景品を渡すこと

F. 推進局

1. 保健衛生の管理

本祭期間の調理企画における衛生面の安全を確保するため、保健所の指示に基づき以下の業務を行う。

(1) 食品衛生講習会

食品の衛生管理を徹底させることを目的として、保健所に対して調理企画団体に向けた食品衛生に関する講習を実施するよう依頼する。

実施日は 2026 年 6 月 30 日(火)とする。

(2) 臨時調理講習会

今年度より実施する。調理企画団体に対し、保健所提出書類に関する説明及び食品衛生講習会の周知等を行う。

実施日は 2026 年 6 月 18 日(木)とする。

(3) 保菌検査

調理企画の企画団体構成員のうち調理に参加する者に対し、食中毒の原因となりうる細菌、ウイルス及び寄生虫等を体内に保有していないことを確認するため、事前に保菌検査を実施する。当該結果が陰性であった者に対してのみ調理企画構成員証を配付し、調理することを認める。

検査は株式会社江東微生物研究所に依頼する。

(4) 検食

調理企画の企画責任者または副企画責任者に対し、調理済みの食品を一定期間保管させる。万一食中毒と見られる症状が確認された場合、学実委は、調理企画団体に対し、原因究明のため保管していた当該食品を保健所に提出させる。

(5) 消毒液の配付

本祭期間、手指及び調理器具を消毒するため、調理企画団体に対し、消毒液を配付する。

(6) 水道の管理

① 水道ネット

水道の詰まりを防ぐため、準備日前日に会場内にある各水道の排水口にネットを設置する。また、学実委が会場内を随時巡回し、水道の詰まり等を発見し次第取り替える。

② 水道の制限

準備日及び本祭当日、会場内にある各水道について、用途及び使用場所の制限を行う。企画団体に対しては、マニュアル及び看板を用いて、使用可能な水道を周知する。

③ 仮設水道の設置

調理器具洗浄用水道及び手洗い用水道を確保するため、会場内数ヶ所に仮設水道を設置する。設置にあたり、仮設水道の借用を株式会社コスモ企画に依頼し、設置工事を株式会社アクアサービスに依頼する。

(7) 食品の回収

前夜祭及び本祭 1 日目の企画実施時間終了後、食品企画団体が企画実施場所に放置した食品を回収する。回収した食品は、当該の企画団体に通知をした上で、学実委が保管する。

指定時間までに引き取りのあった企画団体に対して直接返却する。なお、指定時間内に引き取りのない食品及び衛生上の問題があると判断した食品については、再度当該の企画団体に通知した上で廃棄処分とする。

(8) 仕込場の提供

衛生管理のため、仕込場として事前に学実委が申請した場所を、本祭当日、調理企画団体に対し、調理を行う場所として提供する。

(9) 資金調達

調理環境整備等のため、学実委が調理企画団体から一律で 5,000 円を徴収する。

2. 各種物品調達

以下の物品を事前に学実委が一括で借用または購入し管理する。また、必要な物品を企画団体に貸し出す。

(1) 機材

学生生活課、各エリア支援室及び事務室等から機材を借用し、借用を希望する企画団体に貸し出す。また、学実委が所有する機材の企画団体に対する貸出し及び管理を行う。

(2) テント

テントの屋外企画団体に対する貸出し及び管理を行う。テントは学生生活課、各エリア支援室及び事務室から借用し、不足する場合は適宜購入する。

テントの運搬には、学実委が所有するリヤカー及び他団体から借用したリヤカー(詳細は「(7)リヤカー」)並びに合同会社ろーこみから借用する軽トラックを使用する。

(3) 暗幕

暗幕の借用を希望する一般企画団体に対する貸出し及び管理を行う。不足する場合は適宜購入する。また、消臭用スプレーを購入し、消臭・消毒作業を行う。

(4) 看板

宣伝用看板の借用を希望する企画団体への貸出し及び管理を行う。また、看板の固定のため、コンクリートブロックの、軒下で企画を実施する企画団体に対する貸出し及び管理を行う。

(5) 消火器

学実委が所有する消火器の貸出し及び管理を行う。不足する場合は適宜購入し、使用済みのものは処分する。

また、調理企画実施場所付近に、消火器を設置する。

(6) ガス

ガスボンベは、つくば市谷田部農業協同組合にガスの補充を依頼する。また、不足する場合は、十一屋燃料株式会社から充填されたガスボンベを借用する。

ガスボンベを除くガス関連器具については、学実委が借用または購入し、企画団体に貸し出す。

物品管理費用をまかなうため、ガスを使用する企画団体から、ガスボンベ1本につき 5,000 円を徴収する。

火災防止のため、ガスボンベを使用する企画団体に対して各日返却させ、夜間は学実委が保管する。安全を確保するため数ヶ所に分けて保管し、各保管場所に消火器を設置する。

(7) リヤカー

学実委の業務を円滑に行うため、リヤカーの使用及び管理を行う。リヤカーは学実委が所有するものに加え、一部のエリア支援室及び学生宿舍管理事務所等から借用したものを使用する。不足する場合は合同会社ろーこみから借用する。

(8) 台車

学実委の業務を円滑に行うため、台車の使用及び管理を行う。台車は学実委が所有するものに加え、一部のエリア支援室等から借用したものを使用する。

(9) その他

企画団体及び学実委が学園祭において必要とする物品を、原則として学実委が一括して借用し、貸し出す。

借用元の会社は以下のとおりとする。

- ☐ 山王スペース&レンタル株式会社
- ☐ 株式会社サークルランド
- ☐ 株式会社ユーコム(ダスキンレントオール)
- ☐ 上州物産株式会社

また、物品運搬のため、必要に応じて合同会社ろーこみから軽トラックを借用し、管理する。

G. 総合計画局

1. 会場配置計画

(1) 企画数制限の実施

学実委が対応可能な企画数及び企画団体の申請内容等を踏まえ、学実委が必要と認める際に、企画数の制限を行う。

(2) 学園祭の実施時間の決定・管理

学園祭の実施時間を決定し、管理を行う。

(3) 学園祭における実施場所・使用場所の決定・管理

学園祭を実施する場所及び本祭当日の前後の期間において使用する場所について決定し、管理を行う。

(4) 教室等の解錠・施錠の管理

準備日及び本祭当日、学園祭のため使用する教室等の解錠及び施錠の管理を行う。

(5) 休憩所の設営・運営

本祭当日、来場者が座って食事をとることができる場所の設営及び運営を行う。

① 日時

☐ 本祭 1 日目 10:00～19:00

☐ 本祭 2 日目 10:00～17:00

② 場所

学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

2. 机椅子移動計画

企画団体等の申請内容等を踏まえ、机・椅子等の備品の移動及び使用を管理する。

3. 電気計画

学園祭で使用する電力を管理するとともに、配線計画を行う。配線計画に基づき配線を行い、仮設分電盤の設置等を有限会社信濃電設に委託することで、会場内に電力を供給する。また、必要に応じて、近鉄ファシリティーズ株式会社または有限会社信濃電設と連絡を取る。

(1) 仮設分電盤

仮設分電盤の設置場所は、以下のとおりとする。

- ☐ 第二エリア
- ☐ 中央図書館前
- ☐ 第一エリア
- ☐ 1A 棟食堂
- ☐ 松美上池前
- ☐ 大学会館前
- ☐ 5C 棟軒下

また、人間系学系棟軒下の催事用分電盤を使用する。

(2) 仮設コンセント

配線計画を行うにあたり、必要に応じて仮設コンセントを設置する。

4. 美化計画

企画団体、来場者及び外部団体等の協力のもと、本祭期間に生じたごみの適切な処理及びトイレ清掃等の美化活動を行い、会場内の美観維持に努める。

本学構内で通常使用されているごみ箱を一部封鎖し、臨時ごみ箱を会場内に設置する。また、ごみを集積し、外部団体に引き渡す場所として、臨時ごみ集積所を設置する。

なお、協力を依頼する外部団体は以下のとおりである。

- ☐ 株式会社サンアメニティ
- ☐ 株式会社筑波学園環境整備
- ☐ 株式会社斎藤英次商店

5. 総合交通計画

(1) 交通規制

車両に対して交通規制を実施する。ただし、緊急車両等は本規制の対象外とする。

(2) 自転車撤去

事前に周知を行った上で、企画団体の協力のもと学園祭の妨げとなる自転車を指定場所に移動する。

(3) 駐輪規制

一部の駐輪場について、駐輪規制を実施する。

(4) 特設駐輪場の設置

会場内の混雑を緩和するため、臨時の駐輪場を設置する。

(5) 駐車場の開放

一部の駐車場を一般に開放する。一般開放を行わない駐車場については、学実委が発行する許可証を所持する車両に限り、その一部区画の使用を認める。

(6) 看板設置

会場内及び周辺道路において、来場者の誘導等を目的とした看板を設置する。

(7) 危険箇所の対策

会場内において、来場者の転落等の恐れがある箇所に必要な措置をとる。

6. 装飾規定計画

学園祭において、企画団体による大学施設及び学実委備品の汚損・破損防止、並びに来場者の安全確保のため、使用可能なテープ類の指定を含む装飾方法及びのぼり旗等の運搬方法等について制限を設ける。

あらかじめ企画団体に対して装飾規定を定め、違反が認められた場合には注意または撤去等の措置をとる。

H. 情報メディアシステム局

1. 情報基盤の開発・管理・運用

(1) 雙峰祭オンラインシステム

企画団体との連絡及び各種申請を円滑に行うため、Web システム「雙峰祭オンラインシステム」の開発、管理及び運用を行う。

(2) 学実委情報環境の維持・管理

学実委が使用する各種情報機材・サービス・通信インフラについて、必要な部品の交換、セキュリティ対策及び IP アドレスの管理等の保守作業を行う。

(3) ソフトウェアライセンス・ドメイン等の情報資産に係る契約の維持・管理

学実委が準備期間及び本祭期間に使用する各種ソフトウェアライセンス・サーバ証明書・ドメイン `sohosai.com` 等の契約を適切に管理し、必要に応じて契約の更新を行う。

(4) 通信インフラの構築・管理

学園祭の実施に必要な IP アドレス及びネットワーク回線等の通信インフラを構築し、その管理を行う。

(5) 学実委で使用するシステム等の開発・運用

物品管理システム及びメールシステム等の開発及び運用を行う。

2. 各種 Web サイトの制作・管理・公開

(1) 雙峰祭公式 Web サイトの制作・管理・公開

以下に示すような、学実委または学園祭に関連する Web サイトの制作、管理及び公開を行う。

- ☐ 雙峰祭公式 Web サイト
- ☐ 雙峰祭公式生配信 Web サイト
- ☐ 委員会開催企画の広報のための Web サイト
- ☐ 雙峰祭公式マスコットキャラクター「そばたん」公式 Web サイト

(2) 企画検索システムの制作・管理・公開

企画検索システムの制作、管理及び公開を行う。本サイトにて企画に関する情報を掲載し、来場者が迅速に企画について知ることができるようにする。

3. 各種映像の制作

以下に示すような、学園祭及び学実委の広報活動に関わる各種映像の制作を行う。

- ☐ 各種手続き・申請手順の説明に用いる動画
- ☐ 新歓活動に使用する動画
- ☐ 委員会開催企画の広報のための動画
- ☐ 学園祭全体を紹介する動画
- ☐ 生配信を紹介する動画
- ☐ 後夜祭において使用するダイジェスト動画

制作した動画の一部は、雙峰祭公式 YouTube 及び学実委が管理する SNS にて公開する。また、動画に使用する映像の一部には来場者の姿が映り込む場合がある。当該映像の公開にあたっては個人が特定されないよう、適切な加工及び編集を行う。

4. 各種コンテンツの配信

UNITED ステージ、1A ステージ及び大学会館ステージにおけるステージ企画を雙峰祭公式生配信 Web サイトにて生配信する。また、「ぶらり旅企画」(詳細は「J.本部企画局」)等において、一般企画周辺及びその他の学園祭の実施風景の、収録及び編集を行い、雙峰祭公式生配信 Web サイトにて録画配信を行う。

番組の合間には企画団体及び協賛団体等による広告、その他学実委が制作した映像等を配信する。

また、UNITED ステージ、1A ステージ及び大学会館ステージ並びに各案内所に設置される映像機器へ映像の表示を行うことを検討している。

(1) 学内の学術情報基盤の利用

生配信にかかる映像伝送の実施に伴って、学術情報メディアセンター等に協力を依頼し、情報コンセント等についてネットワークの設定を行う。

(2) 配信の広報

雙峰祭公式 SNS・雙峰祭公式 YouTube・雙峰祭ライブ配信公式 SNS において、配信について紹介する。

5. 配信に伴う権利等の処理

権利、または法律上保護される利益に係る権利を有する著作物または肖像及び姿態等(以下「知的財産等」)を配信に使用する場合は、事前に権利の所有者またはその代理人から、当該知的財産等の利用許諾を得るものとする。学実委は、許諾を得られない場合、当該知的財産等を配信に使用しない。

また、ステージの配信に伴って、ステージ企画団体は、その責任において、知的財産等を配信に使用できるようにする。学実委は、企画団体の依頼に基づき、一般社団法人日本音楽著作権協会、株式会社 NexTone 及び一般社団法人日本レコード協会等との包括契約を締結することにより、一部の知的財産等の利用許諾を代行することがある。なお、これに伴う費用は、学実委が負担することがある。

I. ステージ管理局

1. ステージ企画の募集

学園祭にステージ企画として参加する企画を募集する。

(1) 募集要項の作成

ステージ企画用募集要項の一部を作成し、雙峰祭公式 Web サイト及び雙峰祭オンラインシステムに掲載する。

(2) 企画の募集

雙峰祭オンラインシステムにて企画を募集する。企画に関する情報(企画名、企画団体名、企画内容、企画の実質的な運営主体及び企画団体構成員の個人情報を含む)及び誓約書の提出を求める。

(3) 企画責任者本人確認

全てのステージ企画の企画責任者に対し、本学の構成員であることを確認するため、ステージ組合にて学生証または職員証の提示を求め、本人確認を行う。

2. 企画に関する情報の管理

企画に関する情報(企画名、企画団体名、企画内容、企画の実質的な運営主体等、協賛元団体及び企画団体構成員の個人情報を含む)の、管理及び保護を行う。個人情報は、ステージ企画用募集要項の「プライバシーポリシー」に基づき取得し、管理及び保護を行う。

3. 企画団体への各種連絡・対応

(1) ステージ組合の実施

ステージ企画の企画責任者を対象とし、学園祭及びステージ企画に関する連絡事項の共有・資料配付並びに回収・質疑応答等を行う。原則として対面にて、ステージ概要説明会を含め7回実施する。また、全7回を本祭期間よりも前に実施する。

ステージ組合を欠席した企画に対し、タイムテーブルにおける優先度の調整及び企画中止等の措置をとることがある。

① 資金調達

ステージ企画団体から出演料を徴収する。UNITED ステージは 12,000 円、1A ステージ及び大学会館ステージは 3,000 円を徴収する。徴収の目的は、物価高騰によりかさんだステージの設営費及び機材費をまかなうためである。

(2) 本祭期間以前の企画団体への対応

学園祭の運営を安全かつ円滑に行うため、ステージ組合の欠席並びに申請及びメールの返信の遅延等の行為を行った企画に対して企画中止等の措置をとる。

なお、学分金を納入していない学生が所属する団体の実施する企画に対し、財務局からの要請を受けて企画中止等の措置をとることがある。

(3) 本祭期間の企画団体への対応

ステージの運営を円滑に行うため、企画団体はタイムテーブルを遵守し、学実委及び Public Address¹(以下「PA」)の指示に従うこととする。

UNITED ステージにおける PA は有限会社ミュージックプラントに、1A ステージにおける PA はサウンドアート有限会社に、大学会館ステージにおける PA は有限会社ミュージックプラント及び THK 筑波放送協会に委託する。各ステージ担当長及び PA による協議に基づき、公演中の企画団体の行動がステージの運営に支障をきたすと判断した場合は、企画の中断及び中止等を含めた措置をとる。

4. 前夜祭におけるステージの管理・運営

前夜祭の UNITED ステージにおける管理及び運営を行う。

5. 本祭における各ステージの管理・運営

(1) UNITED ステージ

石の広場に UNITED ステージを設営し、石の広場及び UNITED ステージの管理及び運営を行う。また、本祭当日の朝、雙峰祭公式 SNS にてタイムテーブルを公開する。

(2) 1A ステージ

1A 棟食堂に 1A ステージを設営し、管理及び運営を行う。また、本祭当日の朝、雙峰祭公式 SNS にてタイムテーブルを公開する。

① 懸垂幕の設置

準備日前日から片付け日にかけて、1A 棟 3 階バルコニー及び 1A 棟 3 階北側壁面に懸垂幕を吊るす。1A 棟 3 階バルコニーにおける懸垂幕の設置及び撤去に際しては、動線として数理物質系長室へ入室し、通行する。

¹ 一般的には電氣的な音響拡声装置であるが、ここではそれに携わる人のこと(ステージの音響及び照明等を指揮・操作するエンジニア)を指す。

② 煙感知器の休止

フォグマシンを使用してスモークによる演出を実施する。これに伴い、1A 棟食堂及びそこに至る廊下の火災報知機のうち、煙感知器を休止する。なお、防火管理者及び施設部に許可を取り、消防計画をつくば市消防本部に提出する。

(3) 大学会館ステージ

大学会館内の講堂及びホールを利用し、本祭当日の管理及び運営並びに会場出入口の整備を行う。また、本祭当日の朝、雙峰祭公式 SNS にてタイムテーブルを公開する。

(4) 生配信について

UNITED ステージ、1A ステージ及び大学会館の講堂で生配信を実施する。
また、各案内所にモニターを設置し、生配信映像を表示することを検討している。

(5) 看板設置について

各ステージ付近に、タイムテーブルを掲載した看板を設置することを検討している。

6. 後夜祭におけるステージの管理・運営

後夜祭及びその会場となる UNITED ステージにおける管理及び運営を行う。

7. 雨天時・強風時等の対応

UNITED ステージにおいて、雨天時・強風時・その他安全な学園祭運営が困難と認められる事象が発生した場合、各ステージ担当長及び PA による協議に基づき、企画中断及び中止ないし再開の可否を判断する。

前夜祭は、原則として開始 5 分前までに実施可否を判断する。また、一時中断後に再開を検討する場合、天候の回復状況に鑑みつつ、各企画の予定開始時刻の 5 分前までに個別の実施判断を行う。

後夜祭は、本祭 2 日目 15:30 までに実施可否を判断する。雨天時は実施場所を UNITED ステージから大学会館ステージへ変更し実施する。

中止等が決定した際には、企画団体に対しては雙峰祭オンラインシステムを、来場者に対しては雙峰祭公式 Web サイト、雙峰祭公式 SNS 及び当日放送（詳細は「K.案内所運営部会」）を通じて周知を図る。

案内所設置の配信モニターについては、降雨を確認し次第、直ちに屋根の下へ移動させ、放映を中断または中止する。

8. 写真・ビデオ撮影

本祭期間の各ステージにおいて、学実委以外の団体または個人によって映像・音声等が記録または公開される可能性があることを事前に説明し、企画団体の了承を得るものとする。また、学実委はその記録または公開に一切関与しない。ただし、前夜祭及び後夜祭における委員会開催企画のうち、「アーティスト招致企画」及び「つくばお笑いライブ 2026」（詳細は「J.本部企画局」）については、写真撮影・ビデオ撮影・音声記録を一切禁止する。

9. 警備

ステージ企画の進行を円滑に進め、また、ステージ出演者及び来場者の安全を確保するために警備を実施する。警備の内容は以下のとおりである。

(1) 観覧区域の指定及び規制

UNITED ステージにおいて、運営区域と来場者の観覧区域との境界に規制線を敷設する。

(2) 危険行為の取締り

危険行為(酒類等の持込み及び喫煙を含む)を行った来場者及び企画団体への取締りを行う。

(3) 雑踏事故の防止

雑踏事故防止のため、石の広場の人間系学系統側及び中央図書館前のスロープにおいて、コーン・コーンバー及びトラロープ等を使用して通路を確保し、交通整理を行う。

なお、(2)及び(3)に関しては、学生生活課の協力のもと実施する。

10. 花火の打ち上げ

後夜祭の最後に花火を打ち上げる。

(1) 日時

本祭 2 日目

時間は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(2) 場所

虹の広場

(3) 交通規制

打ち上げの際、安全のため以下の要領で交通規制を行う。

「煙火消費の手引き²」に準じて、煙火消費の規模は、4号割り物2級に相当するため、本祭2日目15:00～21:00の間、打ち上げ現場から半径110m円形の範囲内(図I.10.(3)、実線赤内)は、煙火消費従事者として事前に許可された者以外立入りを禁止する。



図 I.10.(3) 出典：Google マップ 画像 ©2023 地図データ ©2023

(4) 中止判断

悪天候時等には、花火師の判断により花火の打ち上げを中止する。

(5) 消防署への申請

つくば市消防本部に、煙火打上げ届出書、火薬類(煙火)消費許可申請書、その他花火打ち上げに際して提出が求められる書類等を提出する。

² 茨城県 煙火消費の手引き

(6) 周知

つくば市の各地区長に周辺住民への回覧板を用いた事前周知を依頼する。また、看板及びポスター等を学内に掲示することで、教職員及び学生等の学内関係者並びに来場者への周知を図る。加えて、立入禁止区域の入口等に人員を配置し、立入規制を行う。

① 回覧板

以下の小学校の学区を対象地域として指定し、回覧板による周知を図る。

- ☐ つくば市立竹園東小学校
- ☐ つくば市立竹園西小学校
- ☐ つくば市立春日学園義務教育学校
- ☐ つくば市立吾妻小学校
- ☐ つくば市立要小学校
- ☐ つくば市立栗原小学校

回覧板には打ち上げ日時及び場所等を記載する。9月に事前周知資料の挟み込みを依頼する。

② 交通規制看板

10月下旬より、学内環状道路のうち、打ち上げ場所の近傍である道路に花火打ち上げに伴う交通規制に関する看板を設置する。

③ 打ち上げ場所周辺施設への注意喚起

打ち上げ場所の近傍であり、かつ交通規制区域に接続する各流入道路を所有する、産学リエゾン共同研究センター及び生存ダイナミクス研究センターに対して、花火打ち上げに際する本交通規制に関する注意事項を記載した文書を10月中旬に送付し掲示を依頼する。また、当日の利用者への周知を徹底するため、10月下旬より各センターの駐車場に、花火打ち上げに伴う交通規制についての看板を設置する。

④ 打ち上げ場所周辺駐車場利用者への注意喚起

本祭期間、第三エリア北側駐車場出入口に、残骸飛来の危険性を示す看板を設置する。

⑤ 学内環状道路を使用する公共交通機関への交通規制の説明

花火打ち上げに際し、虹の広場周辺の学内道路にて交通規制を実施する旨を記載した文書を、9月下旬、ジェイアールバス関東株式会社及び関東鉄道株式会社に送付し、協力を要請する。

11. 式典の運営

(1) 概要

前夜祭または後夜祭において、以下を実施する。

- ☐ 来賓紹介
- ☐ 目録贈呈
- ☐ 学長挨拶

(2) 日時

学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(3) 実施場所

(a) 晴天時

UNITED ステージ

(b) 雨天時

大学会館ステージ

J. 本部企画局

1. 夜祭企画部門

(1) つくばお笑いライブ 2026

① 目的

来場者に笑いと活気を提供する。学生のみならず地域の方々にとっても魅力ある学園祭の象徴的なイベントとして、多くの人々が笑いを共有し、交流を深める機会とする。

② 概要

お笑い芸人を招致し、後夜祭のステージで漫才またはコントを披露してもらう。その後、お笑い芸人のグッズを観客にプレゼントする企画及びトークショーを実施する。

③ 実施場所

(a) 晴天時

UNITED ステージ

(b) 雨天時

大学会館ステージ

(2) Tsukuba Trends

① 目的

出場者の個性を発揮した広報活動によって本学の知名度を上げる。容姿・属性だけでなく、個人の資質及び活動内容等の内面的要素も含めたものを評価基準とする選出方式により、多様な価値観を認める風潮を広める。

② 概要

本学学生(学群生・大学院生・留学生を問わない)を対象に出場者を募集する。

本祭当日のパフォーマンス及びそこに至る活動について継続的に紹介する。出場者は、出場者用の SNS による宣伝活動及び前夜祭におけるパフォーマンスを行う。

インターネット上にて投票を受け付ける。後夜祭にて結果発表及び表彰を行う。また、雙峰祭公式 SNS 及び Tsukuba Trends 公式 SNS にて結果を公表する。

③ 実施場所

(a) 晴天時

UNITED ステージ

(b) 雨天時

パフォーマンスについては、事前に収録した映像を雙峰祭公式生配信 Web サイトにて配信する。

表彰については、控室等で撮影した表彰の様子を後日、雙峰祭公式 SNS 及び Tsukuba Trends 公式 SNS にて公開する。

(3) 夜祭パフォーマンスショー

① 目的

夜間特有の演出効果の活用及び共同制作によって、来場者の記憶に深く残るような演出を展開する。

② 概要

前夜祭・後夜祭において、参加団体にパフォーマンスを披露してもらう。

雙峰祭オンラインシステムにて参加を希望する団体を募集する。

参加希望団体数が出演可能団体数を超えた場合は選考を行う。選考を行う場合、夜間実施の特性を最大限に活用し、照明効果・発光デバイスを用いた視覚演出を主軸とする企画及び複数団体による共同制作を主軸とする企画を優先的に採択する。

昼間出演のステージ企画に準じ、出演料として 12,000 円を徴収する。

③ 実施場所

(a) 晴天時

UNITED ステージ

(b) 雨天時

ステージにおける企画を中止する。

事前に希望した団体のみ、あらかじめ収録した動画を雙峰祭公式生配信 Web サイトにて配信する。なお、著作権等保護のため、配信終了後のアーカイブ配信は行わない。

2. 来場者参加型企画部門

(1) 樽酒振る舞い

① 目的

中高年層を含む幅広い年代層の来場を促す。また、茨城県内の酒類を紹介し、本学と地域との繋がりを強化する。

② 概要

顔写真付きの身分証明書で 20 歳以上であることが確認された者に対してのみ、茨城県内の酒造から協賛を受けた酒類を無料で提供し、企画実施場所付近にて試飲してもらう。前夜祭にて鏡開きを実施し、企画及び茨城県内の酒類について周知する。

自らの業務時間中及びその後に業務を控えている実行委員、学実委業務協力者、及び企画団体構成員については、酒類の受け取り及び飲酒を一切禁止する。

提供に際し、受領者が飲酒禁止対象者に該当しないか確認する。

提供を受けた来場者を対象に、Google フォームを用いてアンケートを実施する。回答は、企画運営の改善及び酒造へのフィードバックに活用する。また、樽酒振る舞い公式 SNS にて、振る舞う酒類の紹介及び当日の配布状況を公開する。

③ 実施場所

鏡開きは UNITED ステージにて実施する。

酒類の提供場所は未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(2) モニュメント・イルミネーション

① 目的

来場者が学園祭の記念として写真撮影を行うことができるスポットを制作する。また、来場者が昼夜ともに楽しめる演出を提供する。

② 概要

雙峰祭公式マスコットキャラクター「そばたん」の立体造形物(以下「モニュメント」)及び日付パネルの、製作及び設置を行い、フォトスポットを構築する。

夜間演出の一環として、本モニュメント周辺及び藤棚周辺に LED 照明を用いたイルミネーション装飾を施す。

③ 実施場所

- モニュメント：松美上池前の石畳(図 J.2.(2)の青色の部分)
- イルミネーション：松美上池前の石畳付近の藤棚周辺(図 J.2.(2)の赤色の部分)

なお、悪天候時は、本部の判断に従い、設置を取りやめる。

企画実施中の一時的な降水の場合は、モニュメントをブルーシートで保護する。

装飾物が損壊する恐れのある悪天候時は、本企画を中止する。

さらに、万一の事態に備え、消火器を設置する。(図 J.2.(2)赤丸)

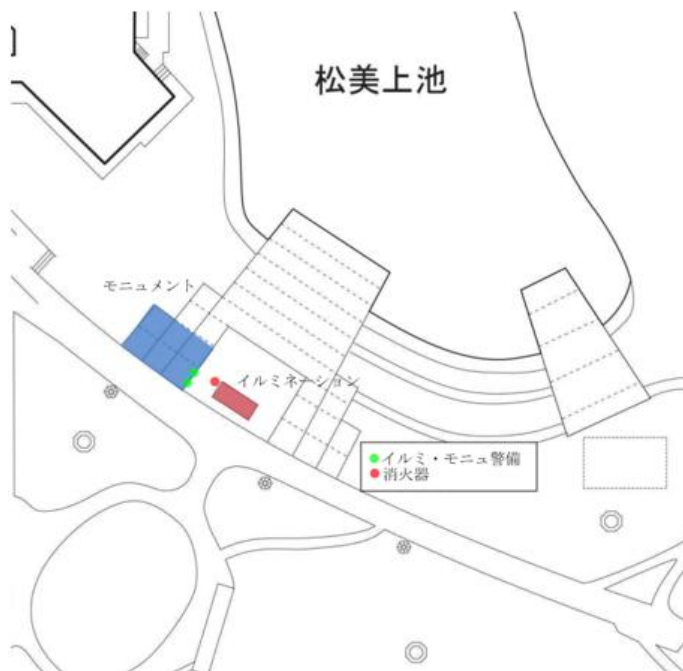


図 J.2.(2)

(3) 松美池ライトアップ

① 目的

夜間の松美池を有効活用し、来場者のための憩いの空間を創出する。また、来場者に制作の一部に携わってもらい、学実委と来場者が一体となって魅力的な空間を作り上げることを目指す。

② 概要

本企画では、「灯籠」「竹灯籠」「水面灯籠」を以下のとおり定義する。

- ☐ 灯籠：屋外に設置する照明器具。竹灯籠・水面灯籠の両方を指す。
- ☐ 竹灯籠：電気を用いた、松美上池前の石畳に設置する照明器具。
- ☐ 水面灯籠：火を用いた、松美上池の水面に浮かべる照明器具。

松美上池前の石畳に竹灯籠を設置し、松美上池の水面に水面灯籠を浮かべる。これによって、松美上池における照明演出を構成する(ライトアップを行う)。また、来場者に対し、無地の水面灯籠に色紙及びペン等を用いてデザインを施す体験を提供する。

③ 実施場所

ライトアップは、松美上池の水面と松美上池前の石畳にて実施する。

水面灯籠は、池中央にある鉄製の支柱より石畳側の水面(図 J.2.(2)-1 の赤色の部分)において、支柱及び旗立てブロックを直線状に結び、図 J.2.(2)-2 のとおり設置する。この際、水面灯籠底部に穴をあけ、そこに麻紐を通して連結させる。また、紐の長さを調整し、水面灯籠同士の接触を防ぐ。

竹灯籠は石畳(図 J.2.(2)-1 の紫色の部分)にて設置する。

水面灯籠デザイン体験は、スチューデント・コモンズ及びスチューデント・コモンズラウンジにて実施する。



図 J.2.(2)-1

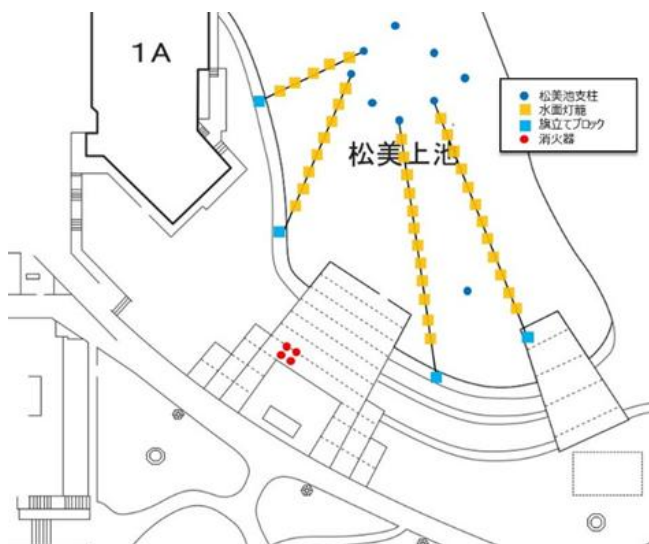


図 J.2.(2)-2

(4) 謎解き脱出ゲーム

① 目的

年齢・属性を問わないコンテンツとして多様な来場者に楽しんでもらう。独自のストーリー設定に基づいた没入型体験を提供することで、参加者間の相互交流を促進し、記憶に残る共有体験を創出する。

② 概要

独自のストーリーに沿って謎を解き、目的達成を目指す謎解き脱出ゲームを提供する。

展開するコンテンツは1種に集約しつつも、ヒント提供による難易度の最適化及び段階的な進行構造を採用することにより、参加者の習熟度を問わず幅広い層が楽しむことができるものとする。景品として、ステッカーを配付する。

また、雙峰祭公式 SNS 及び謎解き脱出ゲーム公式 SNS 通じて事前に告知するとともに、本祭当日に各案内所にて案内用宣伝物を配布する。

なお、Google フォームを用いた、事前予約制度を導入する。

③ 実施場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

3. 学術企画部門

(1) つくばイチ受けたい授業

① 目的

本学ないしつくば市にゆかりのある方々に講演をしてもらい、来場者に研究活動について知ってもらう。また、来場者に、研究者の存在を身近に感じてもらう機会とする。

② 概要

本学の教員及び卒業生、並びに、つくば市内の研究機関の研究者に講演をしてもらう。また、講演後には質疑応答及び座談会の時間を設け、来場者と講演者が直接対話できる場を提供する。さらに、雙峰祭公式 SNS 及びつくばイチ受けたい授業公式 SNS による情報発信、近隣高等学校へのポスター掲示により事前に告知をするとともに、本祭当日、宣伝物配布により周知する。

③ 実施場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(2) 実験教室

① 目的

未就学児から中学生を対象とした、体験型・展示型の実験を企画し、実際の体験によって科学の楽しさを感じてもらう。

② 概要

自宅でも簡単に再現可能な実験を体験できる実験教室を開設し、科学を身近に感じられるような機会を提供する。また、実験の内容を簡単に理解できるよう原理と方法の説明を記載した模造紙を作成し、展示する。

③ 実施場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(3) 受験応援

① 目的

本学の受験を検討している方及びその保護者を対象に、本学学生が入試・学生生活・学群学類の概要に関する相談に乗り、進路検討のための情報を提供する。また、多様な学類に所属する本学学生との交流の場を設け、受験生の進路選択を支援する。

② 概要

本学学生による相談会を実施するとともに、受験応援冊子・大学案内パンフレット・学類案内パンフレットを配付する。また、受験応援公式 SNS にて、相談員の配置スケジュール及び当日の運営状況について周知する。

③ 実施場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

4. 部門無所属

(1) アーティスト招致企画

① 目的

実施会場、音響照明及び招致するアーティストにこだわり、委員会開催企画ならではの規模でライブ公演を実施することにより、来場者に高い満足感及び感動を提供し、記憶に残る体験を創出する。

本学学生のみならず、広く学外に対しても学園祭への関心を高める契機とする。

② 概要

アーティストを招致し、1A ステージにてライブ公演を実施する。大学院生を含む本学学生、本学以外の学生(小学生、中学生、高校生、他大学の大学生、専門学生及び他大学院の大学院生)、一般の 3 つの区分に分類し、チケットの販売を行う。また、未就学児は、安全上の理由により入場不可とする。

アーティストの情報解禁は学実委による公式発表をもって行う。ライブ公演の宣伝等は雙峰祭公式 SNS 及びアーティスト招致企画公式 SNS にて行う。また、来場者にはアンケートに回答してもらい、今後の企画運営のため活用する。アンケートについては、ライブ公演終了後の会場及びアーティスト招致企画公式 SNS にて周知する。

③ 実施場所

1A ステージにて実施する。また、開場までの来場者待機場所として、スチューデント・コモンズ及びスチューデント・コモンズラウンジを使用する。

なお、1A ステージは屋内施設であるため、雨天時においても原則として企画は決行する。

(2) ぶらり旅企画

① 目的

情報メディアシステム局の技術を活用した収録及び放送によって、屋外一般企画の魅力を発信する。また、来場しない方々にも学園祭の実施風景を紹介し、知名度向上に繋げる。

② 概要

屋外一般企画を対象に、会場内を巡回しながら現地の賑わいを伝える散策形式の実況放送を行う。出演者が屋外一般企画を訪問し、商品の試食及びリポートを通じて、各企画の特色・魅力を発信する。取材する屋外一般企画は、雙峰祭オンラインシステムにて募集する。

本祭 1 日目に収録した映像を編集し、本祭当日、ステージ及び雙峰祭公式生配信 Web サイトにて公開する。生配信は行わない。

また、本企画について、雙峰祭公式 SNS にて宣伝する。

③ 実施場所

屋外一般企画及びその周辺にて撮影する。動線確保、混雑緩和及び出演者の負担軽減のために、会場を複数の区域に分割して撮影を行う。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

(3) つくば市コラボ企画

① 目的

つくば市と連携し、つくば市の地域としての魅力を発信する。つくば市の潜在的な価値及び新たな側面を紹介し、多くの方にこの地域に対する親しみをもってもらう。

② 概要

本学の学生、教職員及び卒業生等に取材する。取材をもとに学実委が記事を執筆し、メディアプラットフォーム **note** にて公開する。インタビューにて紹介された飲食店等に対して取材し、つくば市コラボ企画公式 **SNS** にて情報を発信する。また記事の宣伝についても同様に随時つくば市コラボ企画公式 **SNS** にて情報を発信する。**note** 記事の閲覧者につくば市の新たな魅力を発見してもらう。**note** 記事へ誘導する二次元コードは本祭終了後、つくば市の施設及び取材した場所にて掲示する。

本祭当日はつくば市コラボ企画ブースを設け、絵葉書・カードを景品としたカプセルトイを設置する。カプセルトイには専用メダルを用い、金銭の授受はしないものとする。また、前年度以前の本企画にて制作したフリーペーパーの余剰分を配置し、希望する来場者に対して配布する。さらに、つくば市が作成した本企画の宣伝用ポスターを各案内所、福引所、各休憩所等にて掲示する。

つくば市への活動報告及び今後の企画のあり方について検討する材料とするため、ブースの様子を来場者の顔が映らないよう配慮した上で撮影する。

③ 実施場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(4) 雙峰祭グランプリ 2026

① 目的

来場者投票及びグランプリ表彰制度を通じて来場者の能動的な参画を促し、学園祭全体の一体感を高める。

また、一般企画及びステージ企画の独創性及び発想力を評価することで、企画団体の活動意欲を喚起し、学園祭及び企画のさらなる質の向上及び活性化を図る。

② 概要

来場者を対象とした投票を行う。その得票数に応じて、一般企画部門において最優秀賞及び優秀賞並びに今年度から新しく追加する 52 位賞を、ステージ企画部門において最優秀賞及び優秀賞をそれぞれ決定する。後夜祭にて、受賞企画を表彰する。また、各部門の受賞結果を雙峰祭公式 SNS にて公表する。

なお、投票者のうち、抽選により選出された方に対し、福引所にて、景品を渡すことを検討している。

③ 実施場所

表彰式を UNITED ステージにて実施する。雨天時は表彰式を中止する。

投票者のうち、抽選により選出された方に対する景品の授与を、福引所にて実施する。

K. 案内所運営部会

1. 学園祭当日の運営体制

本部を1D棟3階ホールに設置し、学園祭当日の運営統括を行う。

また、企画団体及び来場者に対応する場として、第一エリアに所在する学園祭実行委員会室に加え、案内所を第一エリア、第二・第三エリア(第二エリア及び第三エリアの複合エリア)、会館エリア、体芸エリアの計4ヶ所に設置する。

2. 学園祭実行委員会室の運営

学園祭当日の学園祭実行委員会室では、電話対応及び書類の発行等を行う。

3. 案内所の運営

案内所は各エリアを統括し、企画団体及び来場者への対応を行う。

(1) 企画団体への対応

企画団体に対し、物品の貸出し・返却、提出書類・提出物の受理、美化活動のための対応、自転車撤去の対応等を行う。

(2) 来場者への対応

来場者の要望に沿って、雙峰祭パンフレットの販売及び雙峰祭公式リーフレットの配布並びに遺失物・迷子・授乳者・車いす使用者等の対応を行う。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

(3) 当日放送

拡声器を用いて、各案内所にて、委員会開催企画の案内、並びに、企画団体及び来場者への連絡等を行う。

4. 消火器の設置

消防署の指導に基づき、各案内所に消火器を設置する。

5. 会場巡回

本祭期間に会場の巡回を行い、企画団体及び来場者の安全が保たれているか、また全ての企画が適切に運営されているかを確認する。問題がある場合は、注意、警告及び企画中止等、学実委の定める対応を行う。

6. 学園祭運営研修会の開催

学園祭運営研修会を開催する。当日業務に向けて、実行委員が各々の動き及び業務内容を確認し、学園祭を安全かつ円滑に運営するために必要な技能を身につけることを目的とする。

実施場所は第一エリア、第二エリア、第三エリア、会館エリア、体芸エリアとし、実施日は2026年9月28日(月)、2026年9月29日(火)とする。

7. 雨天時・強風時等の対応

雨天時・強風時・その他安全な学園祭運営が困難と認められる事象が発生した場合、本部が企画の中断及び中止等の決定を行う。ステージを使用する企画の中断及び中止については、ステージ管理局の各ステージ担当長及びPAが判断する。その他企画の中断及び中止については、本部と関連局長が判断する。

また企画の中断及び中止等の判断を下した場合、雙峰祭公式 Web サイト・雙峰祭オンラインシステム・雙峰祭公式 SNS・当日放送・会場巡回によって、企画団体及び来場者に周知する。

8. 緊急時の対応

緊急時は学生生活課等の関連組織と協議し、国立大学法人筑波大学リスクマネジメント規則に基づき以下の対応を行う。対応にあたって、学実委の安全確保を前提とする。

(1) 傷病者・嘔吐者発生時の対応

傷病者・嘔吐者が発生した場合、応急処置を施す。その際、必要に応じて付近の企画を中断させる。

学実委による処置が困難と判断した場合、各エリア支援室及び学生生活課に協力を要請し、対応を行う。また、必要に応じて、保健管理センターへの誘導及び救急車出動の要請を行う。

(2) 火災発生時の対応

火災発生時、付近への延焼前に鎮火が可能であると判断した場合、消火器を使用して消火活動にあたる。

大規模な火災になると判断した場合、発生場所を管轄している警備員室に連絡する。その後、消防に通報した上で、企画団体及び来場者を学実委が指定する避難場所へ誘導し、避難させる。

(3) 地震発生時の対応

地震が発生した場合、避難経路の確保・火気並びに電気使用の即時中断の指示等を行う。揺れが収まった後、被害の確認及び復旧を行う。また、被害が甚大であると判断した場合、企画団体及び来場者を学実委が指定する避難場所へ誘導し、避難させる。

(4) 不審者の対応

学園祭の運営並びに企画団体及び来場者の心身の安全を脅かす恐れのある人物が確認された場合、学実委の安全が十分に確認できる距離を保った上で、本部に判断を仰ぐ。判断の結果、緊急を要する場合は全エリアに通達し、学生生活課及び然るべき機関と協議し、対応を決定する。

(5) その他緊急時の対応

上記に定めない不測の事態が発生した場合においても、学実委の安全確保を最優先としつつ、企画団体及び来場者の安全確保に努める。その上で、状況を速やかに本部へ報告し、指示を仰ぐとともに必要に応じて学生生活課等の関連組織と連携し、適切な対応を講じる。また、被害拡大防止のため企画の中断、立入制限、避難誘導等の措置を柔軟に実施する。